

障害者 差別解消法について

一つ目のテーマは、障害者 差別解消法について。正式には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律という。この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と、個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が定められており、国・地方公共団体は法的義務を負っている。すなわち、障害をお持ちの方から**意思の表明があった場合には、合理的な対応が必要になる**ということ。

(1) 本市の合理的配慮の提供状況

Q1：すでに行政機関は合理的配慮の提供への法的義務を負っているが、それはどのような内容なのか、また、本市の取組について伺う。

A1：国は障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認めながら、共に生きる社会を実現することを目指しており、「合理的配慮の提供」を通じて「共生社会」を実現しようとしております。「合理的配慮の提供」とは障がいの特性を持つ方から、日常生活や社会生活を送る上での障壁に対し、何らかの配慮を求める意思を表明された場合に、必要かつ適当な現状の変更や調整を行うことであり、負担が重すぎて配慮の提供ができない、あるいは制限や条件をつけなくてはならないときは、その理由を説明するものとされています。

本市の取組としましては、基本的には障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例を踏まえ、差別解消の推進に関する対応要領や留意事項を独自に作成し、市民の理解促進に努めるとともに、平成 28 年度から障がいを理由とする差別に関する相談窓口を関係各課に設置しております。

このうち障がい福祉課の相談窓口へは、平成 28 年 4 月から今年 10 月までに計 21 件の相談が寄せられました。その多くは、担当者が相談者と原因となった施設との間に入り話し合ったことで、一定の解決に至っております。

また市の職員向けには「岡崎市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成して研修を実施し、合理的配慮の周知に努めております。

そのほか、会議での手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループの提供、配信動画

への手話通訳追加、市役所の総合案内への筆談ボード増設に加え、新型コロナワクチン接種では聴覚障がいの方へのFAX予約案内、接種会場への手話通訳者の配置、接種に関する手話動画の市ホームページ掲載などにも取り組んでまいりました。

最近では、今年8月の岡崎城下家康公夏まつり花火大会において、障がい者向けの観覧席を御用意させていただいたほか、南公園整備事業では、ほっとミーティングなどで市民の意見を伺った結果、誰もが分け隔てなく施設を使える「インクルーシブ・デザイン」の視点を取り入れることとなっており、先日優先交渉権者が決定したところでございます。

今後も障がいをお持ちの方が、生きづらさを感じない社会を実現するため、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでまいります。

Q2：合理的配慮の提供が行われなかった場合、だれが、どのような判断で、どのような罰則が発生するのか伺う。

A2：障害者差別解消法で規定されている罰則については、主務大臣、それぞれの分野の行政事務を管轄する各省庁の大臣の権限となっております。（法施行令において、法令等により地方公共団体に権限を委譲することが可能となっているが、現状では愛知県及び岡崎市においては委譲されていないため）

単純に「事業者が合理的配慮の提供を行わなかった」ということのみでは罰則の対象とはなりません。事業者が障がい者に対し、障がいの有る無しを理由として差別的な取扱いをしたり、社会的障壁の除去を必要としているにも拘らず、合理的配慮を行わない場合に、主務大臣は事業者へ報告を求めたり、助言・指導・勧告をできることとなっており、このうち報告を行わなかったり、虚偽の報告を行った場合に、二十万円以下の過料が課されることとなっております。

(2) 合理的配慮の提供の義務化に向けた今後の対応

Q1：合理的配慮の提供に向けて、どこまでの対応が義務なのか、線引きが非常に難しいのではとの声を現場から聞いている。

そこで、民間事業者内で、どのような教育・どのような具体的な取組が必要なのか、事業者の皆さんが分かり易い取組の指針等が必要と考える。県内の自治体の取組状況を含め、この点をどのように考えられているのか伺う。

A1：障害者差別解消法第11条において、事業者のための対応指針を主務大臣が定めることとなっており、現在も経済産業省や農林水産省などが対応指針を作成しております。

来年4月の法改正に合わせ、対応指針についても各省庁で改正の動きが進められており、今後、国から事業者への周知についての協力依頼なども考えられるため、その際には市としても関係する担当課等の連携により民間事業者への周知を行っていきたいと考えております。

また、県及び県内中核市の障がい部局や産業部局へ確認いたしましたが、概ね本市と同様に現状では啓発活動や研修会などの既存の取組に民間事業者の合理的配慮が義務化されるという部分を加えたというところまでであり、今後、国の動きや要請に合わせて啓発を進めていきたいとのことでした。

ただし、愛知県では今年10月20日に愛知県障害者差別解消推進条例が改正されましたので、これに合わせたポスターとリーフレットを作成し、各自治体にも掲示や配布について協力を依頼したいとのことから、依頼があれば本市としても応じて啓発に取り組みたいと考えております。

Q2：障害者差別解消法の改正における、民間事業者の合理的配慮の義務化は、とりわけ**事業者にとって、障がい者雇用促進法における、障がい者雇用率制度とも、密接な関係にある**と考える。

そこで、事業者に対して、どのような取り組みを行っているか、また、今後どのように行っていくのか伺う。

A2：事業者が障がい者を雇用する際には、障害者雇用促進法においても、雇用における合理的配慮の提供義務の規定があるため、働く上での合理的配慮の提供も必要となり、雇用する側である事業者の方たちの理解と取組が一層必要となってまいります。

障がい者の法定雇用率は事業者において、現在2.3%ですが、今後段階的に引き上げられ、令和6年4月からは2.5%、令和8年7月からは2.7%となります。現状における障がい者差別解消法、障がい者雇用促進法に係る取組としましては、国・県が行っている取組を商工労政課公式X「エックス(旧 Twitter)」での配信や岡崎市雇用対策協議会会員や岡崎商工会議所等の関係機関へ周知を行っております。過去には、2020年2月に岡崎商工会議所と岡崎市雇用対策協

議会が共催で障害者雇用に関するセミナーを開催した実績もございますので、新たに法定雇用率引き上げや障害者差別解消法改正等を含めたセミナー開催に向け、岡崎公共職業安定所・岡崎商工会議所と協議をしております。

また、雇用した障がい者への合理的配慮を行うためには、施設の整備等適切な雇用管理の措置が必要となりますので、国の障害者雇用納付金関係助成金の周知や中小企業の障がい者雇用促進については、愛知県中小企業障害者雇用奨励金等、企業向けに情報発信を随時行ってまいります。

これまでの質疑で、障害者 差別解消法における合理的配慮の提供が、義務化によって変わることは、**社会的な規範により、必要性が社会全体で強く認識されるようになる**ことだと受け止める。

また、障害をお持ちの方から、意思の表明があった場合に、事業者は、**過重な負担のない範囲で、どのような対応ができるかについて、真摯に検討することが重要**と感じる。この度の改正内容をポスターや市政だより・さまざまな SNS 媒体等を活用して、丁寧な周知をお願いするとともに、事業者の皆さまへ、本市が行ってきた対応、そして取組の経験も踏まえ、最大限の支援をお願いする。

地域防犯カメラについて

二つ目のテーマは、地域防犯カメラについて。平成 28 年度に創設した地域防犯カメラ設置費 補助事業は、**地域が自主的に設置、運営する防犯カメラの設置費用の一部を補助**するもので、防犯カメラの設置による犯罪抑止効果に加えまして、地域が行う自主防犯活動の補完と活発化を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的に、学区総代会を補助対象として、4 年間で 30 学区 293 台が設置された。

また、第 5 次防犯活動行動計画の侵入盗対策としまして、令和 2 年度からは、市による街頭防犯カメラ設置事業が開始し、3 年間で 1050 台の街頭防犯カメラが設置されている。

(1) 地域防犯カメラの支援状況

Q1：地域防犯カメラ設置費 補助事業終了後、維持管理に関する本市の支援状況について伺う。

A1：議員がおっしゃられたとおり、平成 28 年度、地域による防犯カメラ設

置費補助制度を創設しまして、設置費用の 8 割を補助することとして防犯カメラの設置を働きかけましたが、少なからず生じる費用の捻出が困難などの理由で防犯カメラの設置が進まない学区がございました。

また、愛知県による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインにおいて、管理・運用を適切に行うための要領作成や定期的な保守点検が求められ、維持管理が負担との声があがり、全学区での防犯カメラの設置までは至っておりません。このような状況の中、平成 30 年に本市の侵入盗認知件数が県下ワースト 1 位の 300 件となり、対策が急務な状況となったことから令和 2 年度から市内全域を対象としまして本市が街頭防犯カメラ設置事業を開始することとなりました。一方で、地域防犯カメラ設置費補助制度を活用して自主的に防犯カメラを設置した 30 学区には、引き続き、維持管理を行っていただく必要があり、負担を軽減する策としまして、令和 2 年度から、それまでの設置に関する補助に代わる、地域防犯カメラ維持管理費補助制度を設け、補助を実施しており、適正かつ継続的に管理・運用していただけるよう支援しているところでございます。以上でございます。

Q2：令和 2 年度からは、地域防犯カメラ維持管理費 補助制度を創設し、**継続的に管理・運用できるように支援をしている**とのことですが、維持管理に関する費用のうち、対象となる経費の内容と金額はいくらなのか。また、年間どれくらいの申請数があるのか伺う。

A2：地域防犯カメラ維持管理費補助制度では、保守点検費用、電気使用料や電柱共架料などの使用料を対象としており、1 台当たり 15,400 円を上限として補助しております。申請数につきましては、直近 3 年で毎年 30 件、対象となる 30 学区全てから申請を受けております。

以上でございます。

Q3：平成 28 年度から設置しているものだと 6 年以上が経過し、修繕が必要な防犯カメラや、今後、カメラ本体の更新の時期を迎えるものが出てくると思われる。これまでに地域からどんな相談が寄せられ、どのような対応を行っているのか伺う。

A3：防犯カメラの耐久年数は、メーカーや機器によって異なりますが、適切

に維持管理されたもので10年までが一般的とされております。学区のカメラは、設置から6年を経過しているカメラもあり、防犯カメラの修繕に関して、学区からはSDカードなどの故障に要する修繕費の補助を拡充してほしいとの要望や、更新に関する御相談をいただいております。現行の補助制度における修繕費の取扱いにつきましては、保守点検費の経費に含めて申請することは可能であるものの、実際は、保守点検費のみで上限額に達してしまい補助対象とならないケース、また、補助対象となっても少額補助となってしまうため、現状、学区での御負担をお願いしている状況でございます。以上でございます。

Q4：地域からよせられた相談について、**故障に要する修繕費の補助を拡充してほしいとの声や、カメラの更新に関する声**がある。

この修繕費については、保守点検費の経費に含めて申請することは可能だが、**実際は保守点検費のみで上限額に達してしまうので、現状は学区での負担となっている**とのこと。

それでは次に、防犯カメラ本体の更新に係る1台あたりの負担額を伺う。

A4：更新に係る費用ではございませんが、平成31年度の地域防犯カメラ設置費補助金の交付実績では、1台当たりの設置費用は約28万円ございました。以上でございます。

防犯カメラの設置に係る経費は**1台あたり約28万円**だったということで、故障した際の修繕が必要な時や、カメラを更新する際は、**高額な費用が必要になる**ということが分かった。

(2) 地域防犯カメラの効果と更新における課題

Q1：地域防犯カメラはどのような場所に設置されているのか。また、その効果について市の見解を伺う。

A1：まず、学区の防犯カメラの設置場所でございますが、地域内で不安に思う箇所、見守りが必要な箇所の中から選ばれており、また、必要に応じて警察にも相談しながら決められておりますことから、犯罪抑止に効果的な場所であり、街頭犯罪に対する学区の不安解消に繋がっていると見ております。次に、防犯カメラによる効果につきましては、設置に対する補助を開始する前の、平成27年の市内の刑法犯認知件数が約2,800件であったのに対し、昨年・令和4年は約

1,900件で約30%減となっており、本市の防犯カメラと合わせ、犯罪抑止の一助となっていると認識しております。このほか防犯カメラの設置効果につきましては、昨年度、第6次岡崎市防犯活動行動計画の策定に際して約2,800名の市民に調査を実施しており、本市が公共空間に街頭防犯カメラを設置していることについての質問に対し、「犯罪抑止効果がある」「安心感がある」「犯罪検挙に効果がる」といった回答が高い割合であったのに対し、「設置の効果がない」との回答は1.5%でありましたことから、防犯カメラの設置が市民の体感治安の向上に寄与しているものと考えております。

以上でございます。

Q2: 回答にもあるように地域防犯カメラ設置における効果は多くの方が認められている。

今後、人口減少が進むにつれて、各町内の一人あたりの負担額も増え、防犯カメラを更新するのが難しくなる地域も予想されるのではないかと。

せっかく設置した地域防犯カメラの更新を断念せざるを得ず、犯罪抑止の効果が減少する恐れがある。

現在の防犯体制を維持するためにも、**地域が設置した防犯カメラの更新への支援も必要**と考えるが、本市の見解を伺う。

A2: 本市の地域防犯カメラ設置費補助金を活用して学区が設置した防犯カメラにつきましては、本市の施策に賛同していただき、率先して設置していただいたものであり、犯罪抑止効果に優れた場所に設置されていることから、今後の更新に関する課題を含め、引き続き、学区の声を聴きながら可能な支援について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

質問は以上だが、安全安心なまちづくりのため、繰り返しになるが、抑止効果に優れた場所に設置している地域防犯カメラが**費用を捻出できず、修繕や更新を断念することがない様に、前向きな支援策の検討**をお願いします。